

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	3-2
法令名	森林法	根拠条項	12-3、19-1①		
許認可等	森林経営計画の変更の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>(森林経営計画の変更)</p> <p>第十二条</p> <p>3 前二項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項までの規定を準用する。 この場合において、同条第五項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。</p> <p>(数市町村にわたる事項の処理等)</p> <p>第十九条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。</p> <p>一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>森林計画業務に係る審査基準、処分基準及び同意基準について (平成12年12月1日付け森第1095号農林水産部長通知)</p> <p>森林経営計画制度運営要領</p> <p>1 森林経営計画</p> <p>3 森林経営計画の変更</p> <p>(1) 法第12条第1項第1号に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第3条第2号で定める基準に適合するもの(林班計画にあっては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあっては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあっては認定請求書が、自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。)につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。</p> <p>ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合</p> <p>(7) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合</p> <p>(4) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等(認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。)のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合</p> <p>(9) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合</p> <p>イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合</p> <p>(7) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に</p>					

供することとなる場合

(イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合

(ロ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結することにより、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが、困難又は不適當である森林、具体的には、

① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林

② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林

については、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第 42 条第 1 項の規定により義務的変更を行わなければならない日から 30 日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ロ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更の認定請求をすれば足りる。この場合、アの(イ)又は(ロ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第 12 条第 2 項（自主的変更）の規定に基づき、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあっては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第 13 条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項第 7 号に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1)のイ又はウに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第 12 条第 2 項に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営

を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4) 変更後の森林経営計画書及び添付書類については、変更に関する部分のみであっても差し支えないこととする。

(5) なお、木材安定供給確保法第4条の規定に基づく事業計画において伐採が計画されている森林を対象に含む森林経営計画の変更については、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」の第5の4に留意することとする。

4 森林経営計画の変更の認定

法第12条第1項及び第2項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第3項において準用する法第11条第5項第2号の基準のうち規則第38条第3号、第4号、第8号及び第9号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）並びに第39条第2項第4号から第8号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

(その他)